

令和元年度平和祈念展示資料館 運営委託業務のポイント

1 基本的考え方

旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継したさきの大戦におけるいわゆる恩給欠格者を含む兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦（以下「関係者の労苦」という。）に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくことを目的とし、所蔵資料の整理を進めるとともに、関係者の労苦について国民の理解を深める機会を提供するための展示等を行う。

このため、次の基本方針に従い、平和祈念展示資料館（以下「資料館」という。）を適切に運営する。

- (1) 所蔵資料を次の世代に確実に引き継ぐため、所蔵資料の適切な保存・管理に必要な措置を講ずる。
- (2) 所蔵資料の特性に応じた展示を行うとともに、若い世代にも分かりやすい展示となるよう工夫する。
- (3) 企画展、地方展示会等を実施し、関係者の労苦について、国民の理解を深める機会を提供する。
- (4) 所蔵資料情報について、前年度に構築した所蔵資料情報公開システム試行運用を実施し、不具合等の無いようにした上で、年度内にインターネットにて一般公開を実施する。
- (5) 戦中・戦後の労苦に関する資料の収集・保管・展示を行う関連する施設等と適切な連携を図る。

2 令和元年度運営業務の重点事項

上記の基本的考え方を踏まえ、以下の（１）から（５）までに掲げる事項を重点的に取り組む。その際に、関係者の労苦について、所蔵資料の展示、語り部お話し会等を通じて、国民の理解を深める機会を提供していくことにより、来館者の展示に対する満足度等の向上を図り、資料館への年間来館者が5万人程度以上となるよう努める。

- (1) 所蔵資料の特徴に応じた適切な保存措置を実施する。
- (2) ホームページのスマートフォン等への対応、セキュリティーの向上などによりリニューアルする。
- (3) 所蔵資料情報公開用システムを試行運用し、操作性、安全性を検証して年度内に一般公開する。

- (4) 来館者のスマートフォン等に展示資料の詳細情報を提供できるように検討し、推進する。
- (5) 昭和館、しょうけい館など関連する施設等と連携した企画を実施する。

3 令和元年度事業の具体的業務内容

関係者の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくため、所蔵資料の体系的な整理及び特徴に応じた適切な保存措置を計画的に実施するとともに、常設展示、企画展示等の館内運営業務、館外活動として地方展示会等を開催する。

(1) 運営管理業務

運営業務の管理、管理運営総合マニュアル等の整備、運営要員の指導・研修

(2) 施設管理業務

施設・備品管理、館内日常管理点検、施設の賃貸契約等、新宿住友ビル改修に伴う対応、物品管理等

(3) 総合案内業務

来館者の受付及び案内、館内警備、災害発生時等の対応、急病人対応、拾得物対応、来館者の不慮の事故対応

(4) 所蔵資料の保管・整理業務

所蔵資料の保管・整理、劣化防止等（修理、レプリカの作成等）

総合情報データベース管理等

所蔵資料情報公開用システムの試行運用及び一般公開

来館者所有のスマートフォン等を活用した情報提供方法の検討・推進

(5) 常設展示業務等

常設展示、館内企画展の実施：3回程度、館内交流イベントの実施

語り部活動の実施

音声サービスによる展示解説（英語による展示解説を含む）

多言語化の実施

(6) 館外活動業務

館外企画展の実施：4回程度（単独2回、連携展1回、交流展1回）

特別企画の実施：2回程度（こども霞が関見学デー、九段下地区）

(7) 広報等業務

① 広報・普及啓発活動

- ・媒体・手法等について創意工夫し、費用対効果が高い広報を実施
- ・マスコミや団体誘致に効果的と認められる広報を実施
- ・外国人来館者を意識した広報、アクセス情報等を検討・試行など

② インターネットによる情報発信

- ・ホームページ（スマホ等対応）を運営・管理し、資料館の情報を逐次更新
- ・メルマガの定期配信の実施
- ・ツイッター及びインスタグラムによる情報発信

③ マーケティング

- ・来館者（外国人を含む）のアンケート結果等の分析、ホームページのアクセスログ等の分析を行い、来館促進や展示内容等に反映
- ・移転後の来館者からの意見要望等の調査、分析

④ 利用促進

- ・研修や修学旅行などの団体見学誘致のため、教育委員会（小中高等学校）や旅行代理店に対し、積極的な働きかけを実施
- ・昭和館、しょうけい館との連携を図り、効果的な来館促進策を実施

4 業務体制

館長以下、必要な能力を有する運営要員を配置し、明確な責任体制を確立するほか、外部有識者より「名誉館長」を配置し、定期的に助言を受ける。

資料館を安全かつ安心して利用できるよう、自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に遅滞なく適切な措置を講じられるよう危機管理体制を構築する。

また、随時訓練を行い、危機管理意識（予見・予防・防止）を浸透させる。